

令和8年度みえの海業推進事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和8年度みえの海業推進事業委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

3 業務の目的

本業務では、県内でのさらなる海業の推進に向け、海業の取組を進める沿海漁協や市町の担当者及び海業取組促進事業を活用する協議会の構成員等を対象とする、海業の推進に関する講演会や、先進地等における現地勉強会を開催することで、県全域における海業の取組機運を醸成するとともに、海業での活用が可能な県、市町、漁協等の施設をリスト化し、地域資源を「見える化」することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 海業講演会の開催業務

県内の海・漁村の特性を踏まえ、将来において県内で目指すべき海業の在り方を明確にしたうえで、当該海業の担い手となる漁業者及び地域のその他の人材の機運醸成等を目的とした講演会を開催する。

① 講演会の企画・調整・運営業務

- ・講演会の運営企画は下記を基本とする。
- ・講師は、海業の先進的な取り組みを行っている者、海業に関わる企業や行政に所属する講演実績のある者等、集客につながり、参加者の海業取組推進の機運醸成を図ることができる者1名以上を選定すること。
- ・講師への出演交渉等、出演に関わる手配、講師への報償費・旅費・食糧費等の支払いの手続きを行うこと。
- ・会場及びオンライン開催の実施に必要な体制を確保し、設備・機材等の調達を行うこと。
- ・講師の選定、会場の確保にあたっては、県と協議を行うものとする。
- ・講演会の運営にあたって、講師の他に参加者のサポートや進行の補佐を務めるスタッフを配置する等、必要な人員を配置すること。
- ・講演会の運営マニュアル（当日の事務作業・役割分担・留意事項等を取りまとめたもの）及び進行台本等を作成し、講師への対応、司会進行、写真等による記録等運営に必要な事務を行うこと。

- ・参加者への配布資料（プログラム、講演資料等）を作成すること。
- ・その他、講演会の実施に必要な運営企画・調整等を行うこと。
- ・なお、報償費・旅費・食糧費等の講師にかかる一切の費用は受託者が負担するものとする。

開催回数	1回以上
開催時期	8月～2月下旬の間
開催会場	三重県内
開催方法	会場開催・オンライン開催の併用
対象者	漁業者、漁業関係団体、海業に取り組む団体、企業、自治体職員、海業に取り組もうとする者を想定
講演テーマ及び内容	テーマ：海業の可能性、海業の進め方、先進事例紹介等 内容：講演、情報提供（現地研修会報告等）等
参加費	無料
集客目安	会場60名以上、オンライン60名以上

② 参加者の募集等

- ・実施にあたっては、募集チラシ案を作成し、Web、SNS等を活用した、集客のための効果的な広報の手段・内容を提案すること。
- ・参加申し込み方法については、参加者の利便性を考慮の上、事前に県と協議して決定するものとする。

(2) 海業現地視察・研修会の開催業務

県内の海・漁村の特性を踏まえ、将来において県内で目指すべき海業の在り方を明確にしたうえで、当該海業の担い手となる漁業者及び地域のその他の人材の機運醸成等を目的とした現地視察・研修会（以下、「研修会」という。）を開催する。

① 研修会の企画・調整・運營業務

- ・研修会の運営企画は下記を基本とする。
- ・研修会にはテーマを設定するものとし、参加者が自地域での具体的な海業の取組を検討できるよう、実践的な学びや課題解決に繋がる内容とすること。
〈テーマ（例）〉漁港施設等の活用、企業等との連携、交流人口の増大等
- ・研修会の候補地には、先進的または特徴的な海業の取組を行っている地域を選定すること。
- ・事業内容や取組について解説できる現地講師を選定すること。

- ・ 選定した候補地における受入機関（漁業協同組合、自治体、民間事業者等）との事前調整、現地講師への依頼、確保及び調整を行うこと。
- ・ 研修会の全体を通したスケジュール、テーマ、具体的な研修内容等を記載したプログラムを作成し、集合から解散までの進行管理、参加者の誘導、現地での説明サポート等を行うこと。
- ・ 効果的な研修とするため、視察だけでなく、参加者と現地関係者との意見交換会やワークショップ形式の要素を取り入れること。
- ・ 移動手段には、参加者の安全と快適性を確保するため、貸切バス等の適切な移動手段を選定し、手配すること。
- ・ 宿泊を伴う場合は、安全かつ快適な宿泊施設を選定し、手配すること。
- ・ 参加者への事前連絡（しおり配布、持ち物案内等）を行うこと。
- ・ 研修会中の事故に備えて参加者全員を損害賠償保険に加入させること。
- ・ 研修会行程中の安全確保のための具体的な安全管理計画を策定すること。
- ・ 緊急時の連絡体制、対応手順（事故、災害、体調不良等）を明確に定め、緊急時対応計画を策定すること。
- ・ 参加者の安全管理及び体調管理に配慮し、必要に応じて緊急時対応を行うこと。
- ・ 本業務の実施に伴う交通費、宿泊費、損害賠償保険料、視察協力費、講師謝礼等の費用は受託者が負担するものとする。ただし、参加者の飲食に係る経費は全額参加者負担とすること。

開催回数	1回以上
開催時期	7月～12月下旬の間
対象地域	海業取組の先進地
日数	原則として、1日（日帰り）から1泊2日程度
対象者	漁業者、漁業関係団体、海業に取り組む団体、自治体職員
参加費	交通費、宿泊費 無料
移動手段	貸切バス（中型バス1台）等
参加者人数目安	15名程度

（3）海業振興のための施設等のリスト化業務

県内の海業の取組を推進する地域において、海業での活用が可能な施設等の情報をリストとして整理し、「見える化」することで取組への活用を促すとともに、今後の海業推進のための基礎資料とすることを目的とする。

① 情報収集・調査、データ整理

- ・ 実施する業務の内容は下記を基本とする。

- ・漁港施設及び漁港周辺の施設等で海業での活用が見込まれる施設について、管理者（県及び海業の取組を推進する市町、漁協等）からヒアリングのうえ、既存資料（漁港台帳、財産管理台帳等）を収集し、整理すること。
- ・施設の管理者及び関係者（漁協、民間事業者等）に対し、リスト掲載施設と企業等とのマッチングを目的とした情報提供についてのヒアリング調査を行ったうえで情報提供方法について提案すること。
- ・収集した情報は整理してリスト化し、汎用性のあるデータベースまたは一覧表にまとめ、デジタルデータとして提出すること。
- ・リスト化にあたっては対象地域の海業関係者からヒアリングを行い、他の地域資源と組み合わせて活用できるものを優先すること。
- ・リストには、以下の項目を盛り込むこと。
施設等の名称、所在地、施設の概要（面積、用途、整備年月等）、現在の利用状況、管理者、その他特記事項（利用可能時期・時間、活用上の課題となる法的制約、設備等）

対象地域	海業の取組を推進する6地域（下御糸漁港、小浜漁港、宿田曾漁港・奈屋浦漁港、引本港、須賀利漁港、二木島港）他
対象	漁港施設、漁港用地、漁港周辺の遊休施設、その他海業活動に活用可能な土地や施設
リスト化する施設数の目安	30件以上

② リスト作成

- ・作成したリストは、必要に応じて地図情報と連携可能な形式とすること。
- ・本業務完了後も活用できるよう、検索性、更新性を考慮した形式で作成すること。

③ 漁港施設等及び地域資源活用の提案

- ・リスト化した地域において、1件以上、施設等と他の地域資源を組み合わせた活用について、新たなアプローチや多角的な視点により、漁村地域の課題解決や地域の魅力向上につながる提案をすること。

5 成果物

(1) 成果物

本業務の成果物として、「業務実績報告書」（パワーポイントないしはワード版とPDF版）を作成し、電子データにて提出すること。

(2) 成果物の提出期限

令和9年3月5日（金）

6 適正な業務実施に関する事項等

（1）守秘義務及び資料転用の禁止

受託者は、業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

（2）個人情報の取り扱い

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

（3）事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理が発生した場合、また、これらにより、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受託者が負担するとともに、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（4）不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

①受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県農林水産部漁政課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部漁政課と協議を行うこと。

②発注者は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（5）信用失墜行為の禁止

受託者は、業務の実施に当たり、その関係者と利害関係を持つ等、発注者

の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 危機管理

受託者は、本業務の遂行中に事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければならない。

(7) 契約に係る違反

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

7 その他

(1) 業務の遂行にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合については、発注者との協議で決定することとする。

(2) 業務については、契約金額の範囲内で行うものとし、業務の実施に真に必要なものに使用するものとする。

(3) 本業務において撮影した県産品等（生産者、製造業者等の人物及び水産物や加工品、料理等県産水産物を使用したもの全て）の画像データ及び制作した各デザインデータ等業務の成果に関する著作権を含む権利については、三重県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質の電子データとしてCD-R等に保存する等の方法で、三重県農林水産部漁政課に納品するものとする。また、本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

なお、人物の撮影では被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で活用する可能性があること」について、受託者の責任で書面同意を得ること。

(4) 本委託業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

(5) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

また、業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受け、責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。